

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町仏沢交流施設の設置及び管理に関する条例第 9 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町仏沢交流施設の設置及び管理に関する条例第 9 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町仏沢交流施設の設置及び管理に関する条例 (使用許可の取り消し)</p> <p>第 9 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するとき、その使用許可を取り消し、使用を制限し、又は退去させることができる。この場合において、使用者に損害を生ずることがあってもその責は負わないものとする。</p> <p>(1) 許可された使用者が使用の取り消しを申し出たとき。</p> <p>(2) 使用者が許可された内容の変更を申し出たとき。</p> <p>(3) 使用者が前条の第 1 号又は第 2 号に該当するとき。</p> <p>(4) 使用者が許可された内容と異なる利用、又は使用条件を遵守しなかったとき。</p> <p>(5) 使用者がこの条例や規則に違反し使用しているとき。</p> <p>(6) 使用者が偽りの内容により申請を行う等の不正手段で許可を受けたとき。</p> <p>(7) 公益上必要があると認められるとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日